

青森県報

第三千二百三十八号

平成二十一年
九月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 課 社 一)
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(保 險 課 一)
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同 一)
- 家畜商講習会の開催……………(畜 産 課 二)
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水 産 振 興 課 二)
- 使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………(整 備 課 三)
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県 民 局 六)

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(経 理 課 六)
- 右 同……………(同 六)
- 人事委員会……………(職 員 課 七)
- 平成二十一年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……………(職 員 課 七)

告

示

青森県告示第六百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービスを行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社友情 主たる事務所の所在地又は住所 黒石市大字中川字富田一〇の二	特定福祉用具販売	介護サービスセンター 黒石市大字中川字富田一〇の二	平成二十一年九月十八日	平成二十一年九月十八日

青森県告示第六百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第一百五十二条の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開設者	介護療養型医療施設	辞退の届出年月日	辞退年月日		
名称 又は氏名 医療法人 蛸慈会	主たる事務所の所在地又は住所 青森市大字浅虫字蛸谷六五の三七	名称 石木医院	所在地 青森市大字浅虫字蛸谷六五の三七	平成二十一年九月十八日	平成二十一年九月十八日

青森県告示第六百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十二条の規定により、次

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	株式会社友情	主たる事務所の所在地又は住所	黒石市大字中川字富田一〇の二	介護予防サービスの種類	特定介護予防用具販売	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	介護サービス「よじょう」	所在地	黒石市大字中川字富田一〇の二	廃止の届出年月日	平成三〇・七・一	廃止年月日	平成三〇・八・一
---------------	--------	----------------	----------------	-------------	------------	------------------	----	--------------	-----	----------------	----------	----------	-------	----------

青森県告示第六百二十号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成二十一年十一月五日午前九時から同月六日午後五時まで

二 開催場所

青森県庁北棟五階A会議室 青森市新町二丁目三の一

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成二十一年十月九日までに青森県畜産課に提出すること。

- 1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙
- 2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）
- 3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）
- 4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域農政局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。
- 4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域農政局地域農林水産部に問い合わせること。

青森県告示第六百二十一号

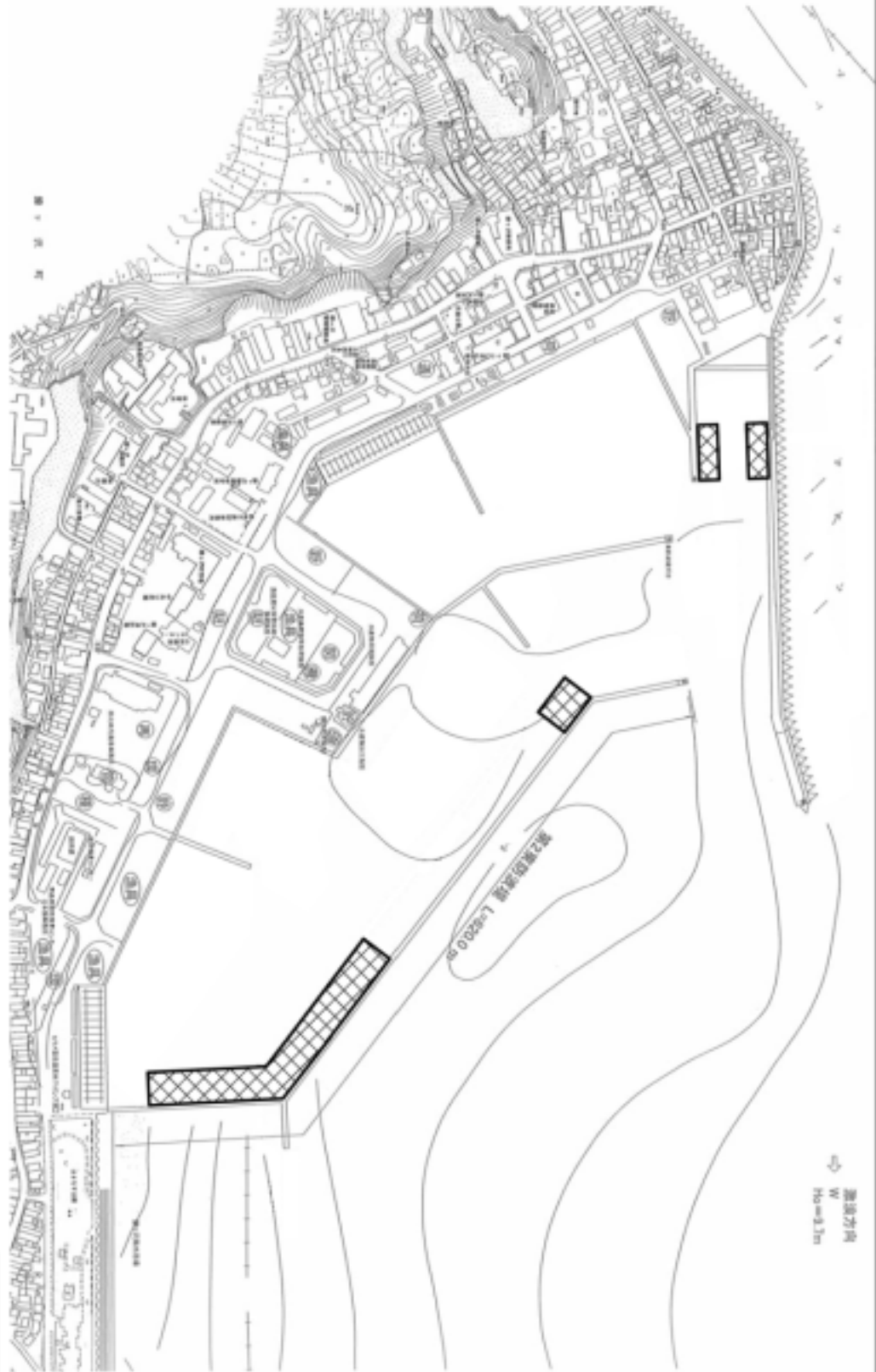
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	東津軽郡平内町大字東滝字間木五五の一 細川 広 東津軽郡平内町大字東滝字間木一一の一 藤田 辰雄	区域	平内町第二区域 平内町漁業協同組合の地区のうち	区分	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてかれ
----------------	---	----	----------------------------	----	--------------------------------

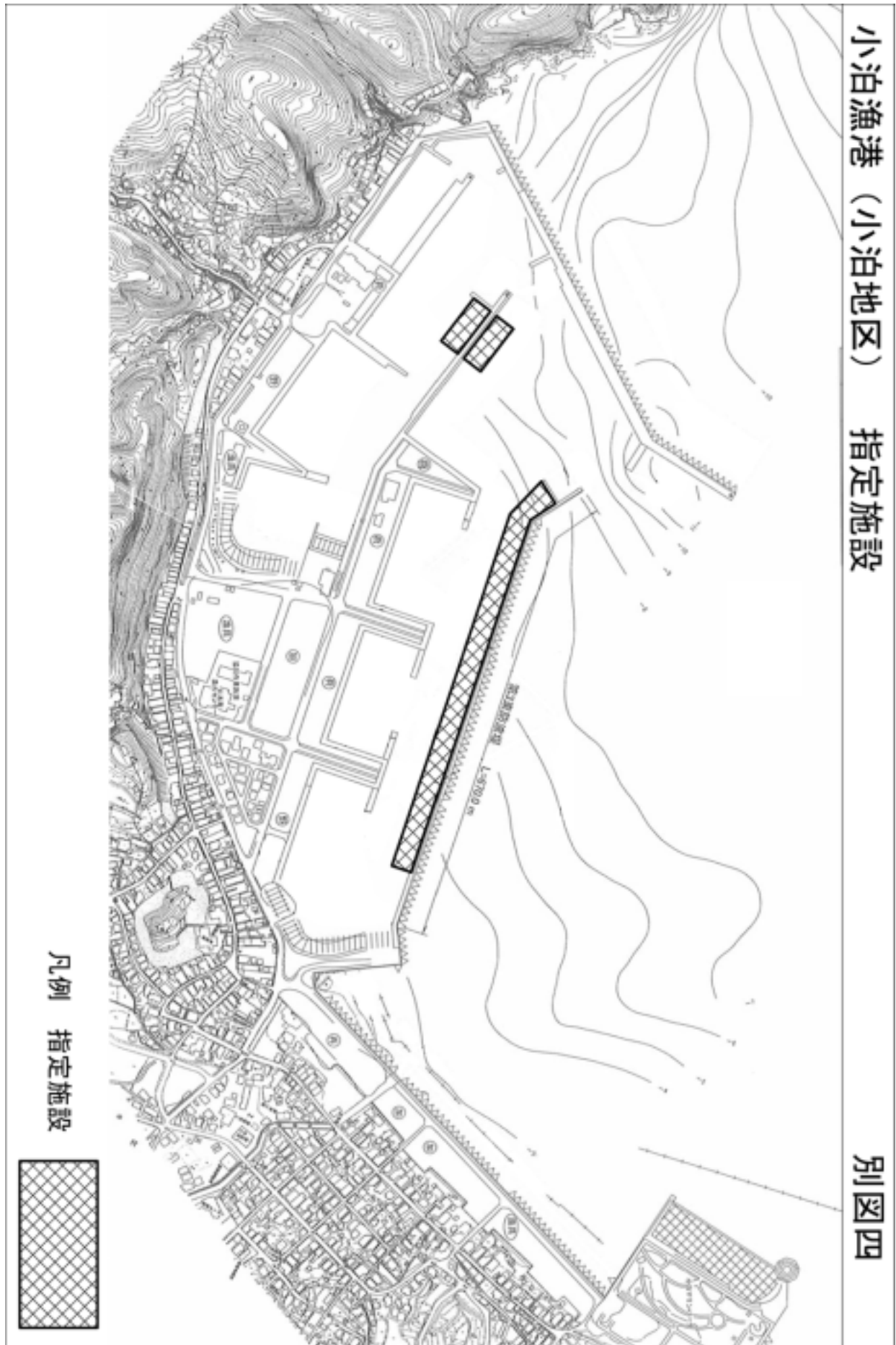
鯺ヶ沢漁港 (鯺ヶ沢地区) 指定施設



凡例 指定施設



別図二



青森県告示第六百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 三 沢 三沢市前平二丁目三番地二号 立花 龍 雄 三沢市大字三沢字前平二三番地七九号 坂 岡 正 彦 三沢市前平二丁目一〇番地四号 鷹 架 司	期 間 平成二十一年 九月十八日か ら同年十月二 日まで 場 所 三沢市漁業 協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（二・六メートル、二二〇キロワット級） 三台（下取三台）

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十一年七月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

七 契約金額

四千九百八十一万二千元

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十一年六月十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- ロータリ除雪車(二・六メートル、二九四キロワット級) 一台(不取一台)
- 二 調達方法
- 交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目一の二
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十一年七月二十七日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北TCM株式会社青森支店
青森市大字野木字野尻三七の七三六
- 七 契約金額
二千五百八万四千五百円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十一年六月十五日

人 事 委 員 会

平成21年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成21年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成21年9月18日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
- (2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の2職種のうち第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務	1人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
教育事務	3人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

3 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

- 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
- 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者
- 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	11月8日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会 教育センター	11月13日(金) (予定)	受験者全員に合格 を書面で通知するほ か、合格者の受験番 号を青森県庁及び県 内各地域県民局等の 掲示板に掲示する。 また、青森県職員 採用案内のホームペー ジ上にも合格者の受 験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
第2次試験	11月下旬	青森県庁舎内	12月上旬	

5 試験種目及び内容

試験	種目	内容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)
	面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (協調性、積極性、堅実性、表現力、態度等を評価)
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験		第2次試験			合計
教養試験	計	作文試験	面接試験	身体検査	
100	100	40	150	適否	190
					290

身体検査の「適否」とあるのは、合格基準(医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」こと)を満たす必要があるものである。

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、身体検査の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

配布場所 で入手する 場合	配布場所
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、青森県人事委員会議事務局に請求すること。
ダウンロードする場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携部、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域農林水産部(鱒ヶ沢庁舎)、青森県東京事務所、本県の名外情報センターで配布する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

持参又は郵送により申し込みの場合

	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を
--	--------------------------

受験申込方法	直接持参する場合	貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを青森県人事委員会事務局に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書き、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。
受付期間	9月28日(月)から10月16日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。 郵送の場合は、10月16日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。	
受験票の交付	受験票は、10月23日(金)に発送する。 なお、10月30日(金)までに届かない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局まで連絡すること。	

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。

インターネットにより申し込みの場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続き方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	9月28日(月)午前8時30分から10月9日(金)午後5時30分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	10月23日(金)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。

9 採用予定日

平成22年4月1日

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は、受け付けない。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位 第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	

【受験者本人が請求する場合に必要な書類】

受験票又は本人であることを証明する書類(身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等)

【受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類】

受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)及び受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

11 初任給その他の給与

初任給は、135,600円程度(平成21年4月採用の高校新卒者の場合)であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭